

Title	中世Gildsの文化史上に於ける意義 (一)
Sub Title	
Author	野村, 兼太郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1920
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). (1920. 4) ,p.578(124)- 589(135)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19200400-0124

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

六

以上論ずるところは獨逸の労働者保険の起源である。固より労働者保険のみが、労働者の地位を改善する社會政策上の積極的方法なりと主張するものではない。我國に於て、將來施行すべき、然も急速に施行すべき重要な制度は頗る多い。労働者の團結權に關する根本の問題を始め、労働爭議に關する和解及び仲裁機關及労働紹介所の設備の如きはその一例である。然し乍らこれ等の中に於ても殊に労働者保険制度の樹立は、緊急中の緊急要務なりと思惟する。労働者保険によりて労働者の健康状態を改善し、労働能率を増進せしむるを得るは、社會上及び經濟上の現在に於ける一重要な問題たるのみならず、百年の大計を確保する所以である。幸に我國に於ても疾くにこの點に就ては、一部識者の考慮する處であつたが、近年に至つて頗か

に汎く論議せらるゝことと爲り、最近、第四十二議會に、疾病保險法の制定に關する法案が憲政會より提出せらるるに至つた。

中世Gildsの文化史上に於ける意義 (一)

野村兼太郎

「存在するものはすべて何等かの意義を有するものである。」とするのは、ある立場よりすれば確に意義ある言葉であらう。けれども吾人が過去の事物を觀察するに當つて、單に存在したると云ふ理由のみを以つて、是を記述する價値ありと斷定することは出来ない。それが經濟史である。政治史であると果た又藝術史であるとを問はず、各々其の立場を異にするに従つて各

一方には血族團體の精神を紹ぎ他方には地域團體の前驅たる可き過渡的の制度として成立せるもの以上の意義を有しては居ないのか。以下少しく此のことに關して論述して見やうと思ふのである。

自のアプリオリを標準として、其の材料を取捨撰擇すべきである。故に苟も歴史上に記述さるべきものは少くとも人類文化に多少の影響あるものでなければならぬ。或は文化の進歩を促進するものとしてか、若しくは是を阻害するものとしてか、何れかの點に於て文化價值に關係を有するものでなければ、是を史上に記述する必要はない。

Gildsが文化史上に於て如何なる意義を有するかに就て論ずるに當つて、先づGildsとは如何なる組織を有し、如何なる權限ありたる制度なるやを明かにする必要があると思ふ。勿論等しくGildsの稱號を有するも、其の制度の内容に至つては甲乙必ずしも等しくない。Scotch Gilds & England Gildsとの差異、更に大陸に於けるGildsとの區別、Anglo-Saxon Gilds & Gild merchantとの混同等々から見るに、概

(註一) 拙稿「經濟的史觀論の價値」(二)(三田學會雜誌)第十三卷第五號)參照
(註二) 福田博士「續經濟學研究」二〇八頁

吾人が歐洲の經濟史を繙いて中世都市の發達する時代に至るや、必ずGildsの制度を説ける一節に逢着する。Gildsの制度は經濟史上省略することの出来ない程重要な意義を持つて居るのである。然らばGildsは吾人の文化發展の過程に於て如何なる意義を有して居るのか。何が故に文化史の上から抹殺することが出来ないのか。「Gildsは血族團體の將に崩壊し、地域團體の建設未だ鞏固ならざる中間の時期に於て

に於けるGildsの文化史上に於ける意義

に論ずることは出来ない。尙ほかのハンザ同盟 (Hanseatic League) が英國に由來するものではないかと想像せしむる英國中世都市に於ける *hanse* の言葉が暫々 *Gilds* と同意義に用ひられる、それより生ずる種々の混雜があるにしても、それ等に就てこゝに一々説明する必要はない。唯通常 *Gilds* には二種の區別を認めて居る。即ち *Gild merchant* と *Craft gild* とである。先づ此の兩者の組織如何を概説して、一般に *Gilds* とは如何なるものなるかを明かにしたいと思ふ。それに就て最も手近に材料の多い英國に關して記述し時々他の *Gilds* を参照するに止めやうと思ふ。

今英國に於ける *Gilds* を見るに *Craft gild* は *Gild merchant* より後れて發生したものである。此のことに關しては後に詳論する。尙ほ何が故に *Gilds* は發生したか。并びに其の起因如何等の問題も是を後節に譲り、今は先づ此の *Gilds*

は如何なる組織、如何なる権限を有して居たかに就て概説しやうと思ふ。

先づ *Gild merchant* を始めに述べる。それは *Ashley* が示す所に依れば *Totnes*, *Southampton*, *Leicester*, 及び *Berwick* 等のやうに互に相離れた都市の *Gild* が略々同一の組織を有して居たと云ふ事實からして英國に於ける *Gild merchant* を通じて一の概論を立て得ると斷定しても誤りではない。又斯の如く期せずして略々同様なる制度を取つたと云ふことが、*Gild* をして文化史上重要ならしむる所以の一つである。

元來 *Gild merchant* の目的とする所は通商の調節 *Regulation of Trade* にある。従つて其の組織も商業を中心としたること論ずる迄もない。彼等が組合を組織した主たる目的は仲間の商業上の特權を維持したいと云ふにある。故に組合員に有害である行爲、組合員でない者の所有に

屬する貨物を代理して販賣する等の行爲に對しては暫々禁令が出て居る。斯く自己の組合の利益を保有せんと努めると同時に、こゝに注意すべきは公平なる取引 *fair dealing* 及び販賣品の品質優良 *a high standard of quality in the goods sold* を維持するを目的としたのである。従つて劣等なる品質の貨物を混合したり、貫目が不足したり一定の價格以上に販賣したりする不正行爲に對して暫々罰金を科して居る。然し乍ら是等の種々なる禁令束縛もすべて組合の利益を中心として商業上の特權を把持しやうと云ふにある。

斯の如き目的を有する *Gilds* は如何なる組織を有して居たか。大體に於て一人若しくは二人の *Alderman* (組合頭取) を頭として二人若しくは四人の助手 *Assistants* を置く、此の助手は通常 *wardens* 或ひは *echevins* と呼ばれて居る。時に依ると亦 *stewards* と稱する者も居た。然

し乍ら是は必ずしもすべての組合に於て同一であつた譯ではない。 *Ipswich* に於ける組合では同じく *Alderman* と *Assistant* とより成立つて居るが助手を呼ぶのに *stewards*, *shevins*, *wardens* 等と稱して居るし、*Barnstaple* に於ては四人の *fertingmen* 四人の *aldermen*、各一人の *cupbearer*, *doorkeeper* があつたと云ふ。斯く細い部分に關しては非常に區々であるが、兎に角幹部は頭取と助手とより成立して居ると見做すことが出来る。此の *Alderman* は組合の會合若しくは *morning speech* に於て任命されるのであるが、其の權限は集會や祭宴 *festivity* を召集し統制すること、組合の基金を保監すること、若し其の組合が土地を所有して居る場合には、是を支配すること等である。此の外種々なる權利義務がある。例へば *Southampton* に於ては其の組合員が英國の何處かで投獄されるやうな事件があると

alderman & steward とか échevin の一人を連れて
放免賠償のために行く義務を負はされて居る⁽⁹⁾。

然らば斯の如き組合に加入する組合員は如何なる資格、如何なる手續を必要としたか。組合員の人員は Houses のやうな小さな都市に於てすら二百人を超えて居たのだから⁽¹⁰⁾、かなり多数であつたことを推察することが出来る。と同時に組合に加入すると云ふことが如何に有利であつたかと云ふ一つの證明にもなる。此の組合員になると云ふこと (Gildanus, congildanus, frater) 若しくは組合員の権利 Gildship (Gilda, societas) を獲得するが爲めには入會金を拂はねばならぬ。これを或場所に於ては rights (jura) of the house と呼んだ。此の入會金の額は其の新しい組合員の資格、獲得する特權等に依つて違つて居た⁽¹¹⁾。然し組合員の嫡子若しくは相續人は自由に入會が出来た。それ以外の子息に對しても小

りと斷定し去ることは出来ないと思ふ。尙ほ委しくは後に譲る。

前に alderman が集會に依つて任命されると述べたが、斯の如き集會を Gilds 或ひは morning-talks (morghespeche, maneloquium) と云ふ。開れる度数は一定して居ないが、一年毎、年二回、若しくは四回を普通とする。此の集會に於て新組合員の許可、法令違反に科する罰、新法令の制定等が議せられる⁽¹²⁾。其の外細いことに關しては必要ある時に譲り、こゝでは省略する。

次に Gild merchant に加入した各自は如何なる權利、如何なる義務を有して居たか。すでに前述したるが如く、組合そのもの、目的が通商の調節にあるのであるからして、各自の權利義務も亦此の點から割出されるのである。Gild の商業取引は大體に於て二個に區別される。即ち一は組合員が個人として商取引を行ふ場合と、他

額を以つて許可される特權が與へられて居た。

此の組合員の權利は賣買贈與を許されて居て、此の權利は通常 seat 或ひは sedes と呼ばれ、其の seat を有つ Have 求める seek 賣る sell 等と云ひ、時には below とか above とか云ふ具體的に座席に關する言葉の使用されたのは注意すべきことである⁽¹³⁾。斯の如くして入會したる組合員は保證人を必要とする。Gild に對する義務を果たす責任を負ひ、善行と義務金の仕拂とを保證するのである。斯くて新組合員は組合に對して忠實なることを誓言する。其の法律を遵奉し、特權を保持し、商議の秘密を嚴守し、役員に従順に、新しく得たる「自由」Freedom の保護の下に非組合員を助けざることを誓ふのである⁽¹⁴⁾。こゝに注意すべきは組合員となる資格として同一都市に住居するを必ずしも必要としないことである⁽¹⁵⁾。故に一概に Gilds を以つて地域團體な

は組合自身が一の組織されたる取引團體として商取引を行ふ場合である。先づ第一の場合に就て述べやう。此の場合に於ても勿論前述せる組合の利益を侵害するやうなことがあつてはならない。更に其の一組合員が得た所の利益は是を仲間の組合員に分配しなければならなかつた。若しくは購入した貨物は其の購入した原價を以つて讓つてやらねばならない。唯例外として市長 Mayor だけは是を免れた。(少くとも Leicester に於ては) 然し乍ら此の特權の行使は通常取引の行はれた現場に居た組合員に限られて居た。だが是も例外がなくはない。例へば Berwick に於ては賣手に十二片 twelvepence の報酬を與へて、現場に居なかつた者も利益の分配に参加することが出来た⁽¹⁶⁾。此の利益分配に預る特權をば the right of lot と稱した。是に關する規定は多く組合の法令に記載されたが、時に Grimsby

に於けるが如く都市の法令中に規定された場合もないことではない⁽³⁰⁾。次に第二の場合を説明しよう。即ち組合が組合として取引を行ふ場合であるが、此の場合には其の利益は各組合員に配分され、若しくは原價を以つて組合員に賣られるのである。今此の場合の一端を知る参考にGlossの蒐集した材料から引用しよう。「Edward 三世二十四年 Pentecost の週の水曜日に Skivins の各人が alderman 並びに其の仲間の面前で、賣買した磨石 millstone の數量、賣つた相手、其の値段、及び賣買したる各磨石の大きさ。並びに彼が今所持して居るすべての用意の貨幣(銀)等を示して忠實に各自別々に報告することが規定され同意された。そして若しもこゝに規定された如くなさなければ、其の者は其の組合 the said house の用途及び利益として銀六 Pound を提供するか、或ひは組合 society から追放さ

剩の農産物を販賣することは甚だ利益あることを知つて居る。Gild merchant は此の時代の機關である。従つて其の取引する貨物も羊毛とか穀物とか獣皮とか云ふ農産物的のものが多數を占めて居たのである⁽³¹⁾。此の取引に供せられた貨物が如何なるものであつたかと云ふことは Gild merchant は勿論、Gilds 全體の盛衰に至大なる影響があつたと考へられるから、更に後に論じやうと思ふ。尙ほ宗教との關係は其の起源に於ても密接なる關係を受けて居るから、是も亦後節に譲ることにする。

最後に少しく論及したいのは Gild merchant と都市 borough との關係である。此の問題は最も困難なる問題の一つである。Merewether や Stephens のやうに Gild merchant は單なる商人の團體に過ぎずして何等行政上の機能を有して居るものではないと云ふ者と、又はと全然反對

れる⁽³²⁾。以上の記録は Lynn Regis に於けるものであるが、如何に彼等が組合中心の思想を有して居たかを明示するものである。殊に Craft gild の分離なく Gild merchant の内に手工業者を包含せる場合にあつては⁽³³⁾、吾人は現時英國に於て主張する、Gild Socialism の産業管理の思想に思ひ及ぼし、多くの興味を感ずる者である。依つて煩雜なるをも顧ず、其の一端を例示した次第である。

然らば斯の如き取引に供せらるゝ貨物は如何なるものであつたか。當時未だ商工の制度尙ほ發達せざる時代にあつては、論ずる迄もなく都市の住民 Dignesses と雖も其の主たる業務とする所のものは農業である。而して重なる市民は土地を所有して居る。其の土地から得る農産物は彼等の家族一類を維持して行くのには充分である。否寧ろ多くの餘剰がある。彼等は其の餘剰に Gilds は全然都市組織と同一であると論ずる者がある⁽³⁴⁾。素より都市と組合とが極めて密接なる關係を有して居たことは勿論である。Leicester に於ては次の如き事實を示して居る。成程兩者は區別されて居た。然し兩個の役所が存在することもなく、又二組の役員が任命された譯でもなかつた。全く同一役員が都市と組合とを統轄して居た。加ふるに市民と組合員との限界線が甚だ明瞭でなくなつた。そして兩者が一體とならんとする傾向を持つやうになつた。組合の勢力の發展と共に市の行政權は組合員の把握する所となり、組合其のものよりも遙か以前に存在して居た都市の裁判所に於ても組合が有力な權利を把持するやうになつた⁽³⁵⁾。此の事實は十五世紀に於ける裁判所の頽廢と共に現れたことであつて、同時に大都市のあるものに於ては都市政府の支配する全領土に對して、Gild の名聲と機

能とを大ならしめ波及させたのである⁽²⁰⁾。前述せる組合の the right of lot の規定が組合の規則

に記載されてあつたり、都市の法令の内に残つて居たりするもの亦是等の事實を裏書するものと見られる。勿論是等の事實が都市と組合とを混同せしむる原因となつたのではあるが、單に是等の事實のみから推斷して組合と都市とを同一視することは誤謬たるを免れない。十三世紀に於ける Gild merchant は一般的に地方政治の中心として作られた團體ではないのである。唯都市行政機關の補助的部分に過ぎない。勿論現代都市政治の一部門よりは遙かに自治的ではあるが、兎に角主たる都市行政長官に對しては從屬の地位に立つものである⁽²¹⁾。故に單に行政的面より見ても組合の制度が直ちに都市制と全然同一だと斷言することは出来ない。更に Gross に依つて都市と組合とが同一ならざる所以を略

Gross が幾多の材料を研究吟味したる末、こゝに三つの斷定を提示して居る。第一は組合權 *right of lot* は稍々離れた地方に住んで居る多くの人も獲得することが出来た。其の町の附近若しくは町の内の特許ある *Some*⁽²²⁾ に住める市民 *burghesses* にあらざる者も是を得ることが出来た。第二に組合に屬さないでも市民であることが出来た⁽²³⁾。従つて都市と組合との利益の衝突が往々にして生じた。一三三〇年 Derby の組合の利潤が都市共同團體 *community of the borough* の利益とならなうで、單に所謂組合の社會 *the said society* に屬する者だけの利益になつたので悶着が起つた。其の他又例へば叛罪人が生じた場合でも、若しも組合員であつたならば *alderman* に罰金を拂ふのであるが、組合員でな

かう云ふ事實は明かに市民にして組合員にあらざる者の存在を證明するものである⁽²⁴⁾。更に第三に市民でも組合員でもなくて其の都市の住民たることを得た。Lincoln に於て John 王の御世に洗張屋 *Fuller* は都市并びに組合の埒外に存して居たやうである。此の外前述せる特權ある *Some* の耕作者の如き其例は少くない⁽²⁵⁾。是に依つて見ると都市の住民は組合員と市民と其の何れにも屬しない住民との三者より成立つて居る。今是等の都市制度を論じて居る餘裕を持たない。暫く是を他日に譲つてこゝには先づ市民と組合員との區別を明瞭にしたい。

(一) 組合權の重なる特徴は *soot and lot* を拂ふにあり、市民權の方は能動的に都市に對する義務を果たすのにある。例へば都市の警戒、官省の支持、陪審官たること等の如きである。(二) 市民も亦組合員と同様租税を納めなければなら

ないが、其額は組合員より少ない。(三) 市民は其の都市の内 *a burghage tenement*⁽²⁶⁾ を所有して居る必要があるが、組合員は土地家屋の所有如何は何等關係がない。(四) 市民は其の都市に住むことを要したが、組合員は勿論斯の如きことは問題とならない。(五) 市民は市民となるには市民の寄合に於て定められるが、組合員の方は例の *morning speche* に於て議せられる⁽²⁷⁾。是等種々なる點に於て市民と組合員とは嚴重に區別されるべきものである。前述の如く後に至つて都市機關と組合機關と混淆した爲めに市民と組合員との區別も明瞭を欠くやうになつたが、其の根本に於て兩者は全然別個のものである。更に都市諸般の制度が *Gild merchant* の及ぼした種々なる影響は極めて重要であるが、こゝには上述の如き一般的記述を以つて満足するに止め一々の關係に及ぼさなう。

以上極めて粗雑ではあるが Gild merchant の目的、組織、及び権限を略々明かにした積りである。吾人は更に Gild merchant よりもある意味に於て重要なりと考へられる Craft gild の組織権限等に就て論じたゞと思ふ。Craft gild が Gild merchant より出づゝ、特に近世労働組合の起源たりや否やの問題は、殊に Craft gild の研究をして興味多からしめる所以であり、且亦文化史上に於て忽せに出来ない理由でもある。以下節を改めて述べやう。

- (註一) C. Gross: "The Gild Merchant" Vol. I p. 225.
- (註二) *ibid.* Vol. I pp. 282.
- (註三) *ibid.* Vol. I pp. 174.
- (註四) Dr. Gross は英國に於ける Hanse の歴史は (1) An entrance fee. (2) A Toll or mercantile exaction. (3) A synonym of Gild merchant. の三つに分けて居る。(前掲 Appendix C.) Giry 及 S. Omer によつて Gild は商人及び手工業者を含むが、Hanse は全然商人のみを指し S. Omer 及 England の通商の獨占權を有するものといふとして、兩者を明確に區別

- (註一九) Gross: *op. cit.* Vol. I p. 32-3.
- (註二〇) J. T. Smith: "English Gilds," p. 345
- (註二一) Lipson: *op. cit.* p. 243.
- (註二二) Gross: *op. cit.* Vol. II. p. 165-6.
- (註二三) Ashley: *op. cit.* p. 73.
- (註二四) *ibid.* p. 74.
- (註二五) Gross: *op. cit.* Vol. I p. 61.
- (註二六) Lipson: *op. cit.* p. 251.
- (註二七) Gross: *op. cit.* Vol. I p. 75.
- (註二八) *ibid.* p. 63.
- (註二九) Soke は一定の性質の用役をなす契約の下に借用せる土地か、米だ深く考へてなす。
- (註三〇) 是等の入々を特權ある foranei, forinseci, extranei, extrinseci, estrangues 等々及び burgesses; intrinseci, denzeims 等々區別した。(Gross: *op. cit.* Vol. I. p. 66.)
- (註三一) Gross: *op. cit.* Vol. I pp. 68-9.
- (註三二) *ibid.* p. 70.
- (註三三) scot and lot は lot と同意義に用ひられる。組合員に課せられた一種の租稅的義務である。又 Leicester Gild に於ては scot のみにて同様に組合員の主たる義務を表示して居る。
- (註三四) burgage とは tenement (家屋) と其の所

- に居る。(Histoire de la Ville de S. Omer," p. 281-2. Cunningham: "Growth of English Industry and Commerce," Vol. I. p. 223-4. 同用)
- (註三五) W. J. Ashley: "An Introduction to English Economic History and Theory," 9th Ed. Vol. I. part I. p. 72.
- (註三六) W. Cunningham: "The Growth of English Industry and Commerce," during The Early & Middle Ages," 5th ed. p. 220.
- (註三七) Ashley: *op. cit.* p. 75.
- (註三八) *ibid.* p. 72.
- (註三九) Gross: *op. cit.* Vol. I p. 26.
- (註四〇) *ibid.* p. 28.
- (註四一) E. Lipson: "An Introduction to the Economic History of England," middle age. p. 248.
- (註四二) Ashley: *op. cit.* p. 72.
- (註四三) *ibid.* p. 75.
- (註四四) *ibid.* p. 73.
- (註四五) Gross: *op. cit.* Vol. I p. 29.
- (註四六) Ashley: *op. cit.* p. 73.
- (註四七) *ibid.* 及び Gross: *op. cit.* Vol. I p. 29.
- (註四八) Lipson は前述の如く morning speech を指し、福田博士は「朝會令」と邦譯せり。

及び其の周囲の土地を含んで居る。此の言葉は始め土地の借用にのみ限られたのであるが、後家屋にも適用せられるに至つたのである。此の兩方の意味を含む言葉は burgagium とはぶ字がある。

(註四五) Gross: *op. cit.* pp. 71-2. (未完)

新刊紹介

Bowley教授の悲觀的論斷

The Division of the Product of Industry. An Analysis of National Income before the War by Arthur L. Bowley, Oxford University Press, 1919.

富裕階級の余剰所得を割き何等かの方法を以て之を労働階級の手に移し、又現在有害無用なる贅澤物製作の用に充てらるゝ生産力を轉じて人生必需品の生産に投ずるときは、その労働階